

令和元年 9 月

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和元年 9 月 25 日（水）午後 2 時 31 分

場所：本庁舎 5 階 5-1 会議室・5-2 会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和元年9月25日（水）本庁舎5階5－1会議室・5－2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	神 崎 享 子	1 4 番	山 口 貞 雄
2 番	渡 貫 直 正	1 5 番	漆 原 豊 彦
3 番	吉 原 豊	1 6 番	櫻 井 一 雄
4 番	熊 山 直 行	1 7 番	佐 藤 賢 一
5 番	宮 治 潔	1 8 番	宮 治 時 男
6 番	上 田 洋 子	1 9 番	與 安 義 昭
7 番	井 上 哲 夫	2 0 番	加 藤 登
8 番	古 谷 修 一	2 1 番	佐 川 俊 夫
9 番	桐ヶ谷 慶 導	2 2 番	佐 藤 智 哉
1 0 番	齋 藤 義 治	2 3 番	鈴 木 隆 弘
1 1 番	渡 邊 文 雄	2 4 番	浅 場 宣 靖
1 2 番	飯 田 芳 一	2 5 番	福 岡 則 夫
1 3 番	田 代 恵美子		

欠席委員は、次のとおり

--	--	--	--

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	加 藤 敦	主幹	草 柳 真 治	主任	落 合 麻 依 子

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 37号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 38号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 39号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の解約の
申し出について
- 日程第 4 議案第 40号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出
について
- 日程第 5 議案第 41号 非農地証明願について
- 日程第 6 報告第 9号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて

開会 午後2時31分

事務局（加藤敦事務局長） 委員の皆様、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況を申し上げます。総員25名、出席委員25名でございます。

初めに、齋藤会長から御挨拶をお願い申し上げます。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

9月もあとわずかになりましたが、まだまだ暑い日が続いております。これも地球の温暖化に関係あるのかどうかわかりませんが、異常気象ということかもしれません。

また、今年9日には台風15号が千葉県に上陸して、大きな被害をもたらしました。その被害の報告が出ますと、必ず農業被害の報道がされます。大きなビニールハウスのパイプが曲がったり、ビニールが飛んだり、ガラス温室が割れている様子が映像に映りますと、これからどうするのかなと心配になりますし、心も大変痛みます。

委員の皆様方の中にも今回の台風で被害を受けられた方もいらっしゃるかと思いますが、自然災害がとて多くなっているような気がいたします。

個人個人でいろいろ対策を講じておられると思いますが、それにも限界があります。国や県、市が、このような非常時に何をしてくれるのか、国民として、農家として、目を見開いて見ていきたいと思っております。また、我々が選んだ議員の方が、こういうときにどのような考えを持ち、どのような行動をしてくれるのかということも見守りたいと思っております。

また、我々もこういうときに何ができるのか、考えていきたいと思っております。

それでは、9月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。

事務局（加藤敦事務局長） 齋藤会長、ありがとうございました。

これより議事に入ります。

藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹） いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、5番の宮治潔委員と6番の上田洋子委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 日程第1、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおりとなります。従事者、男1、女2。所有面積、耕作面積、ともに94a。譲渡人、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、地番、遠藤字山崎。地目、畑。地積、824㎡。権利の種類、所有権移転（贈与）。申請理由、譲受人の理由として、農業後継者として農地を譲り受けるため。譲渡人の理由として、譲受人の要望による。以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

8番、古谷委員。

8番（古谷修一委員） 本件の申請地につきましては、市道高倉・遠藤線にある「遠藤山崎」交差点から南東側に約20mの土地になります。

資料は1ページをお開きください。

地区協におきまして、譲受人の御本人と面談いたしました。

譲受人は、露地野菜の生産、販売を中心に農業経営を行っており、このたび農業後継者として農地を譲り受けるため、母から当該農地を新たに取得することです。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えておりますが、取得農地についても、適正な肥培管理に努めていただくように話をしております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第37号について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第37号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第2、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 日程第2、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。経営

面積、56a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、善行四丁目の3筆。地目、全て畑。地積、合計、0.344m²。転用目的、営農型太陽光発電設備（一時転用）。期間、許可日から10年間。立地基準、第3種農地。農用地区域除外日は当初より。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

1番、神崎委員。

1番（神崎享子委員） 本件の申請地につきましては、「藤沢市立善行中学校」の東に約140mの土地になります。

資料は3ページをお開きください。

農地の区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が市街化区域から離れたんしているため「第3種農地」と判断いたしました。

申請者は、露地野菜を中心に農業経営を行っておりますが、このたび、農業経営の安定化を図るため、当該地に営農型太陽光発電設備を設置するものです。

なお、太陽光パネルの下部の農地では、日光を余り必要としない作物であるミョウガを栽培する計画となっております。

また、本申請は、国及び県の取扱い通知に基づき、営農の適切な継続が前提となることから、申請人に対し、営農計画どおりの作付け・肥培管理が行われない場合には、太陽光パネルの撤去命令に従うこと、農作物の収穫量や売上高等について毎年必ず報告すること、一時転用の期間満了時には、再度一時転用許可申請を行うこと等について指導しております。

地区協においては、申請者及び今回の許可申請を代行した方と面談し、改めて太陽光パネル下部の農地において、適切な作付け・肥培管理を行うことについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —

――
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第38号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第38号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第3、議案第39号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の解約申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） それでは、日程第3、議案第39号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の解約申し出について」、説明をさせていただきます

番号1につきましては、貸主の方が一部の農地をほかの方に貸すための解約申し出となっております。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

――
――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第39号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第39号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第4、議案第40号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 日程第4、議案第40号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について」、内容につきまして一括して説明をさせていただきます。

番号1は、用田で62aを耕作する方の更新借受分。

番号2は、葛原を中心に72aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分。

番号3は、打戻で64aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分。

番号4及び番号5は、打戻で128aを耕作する方の更新借受分。

番号6は、打戻を中心に163aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分。

番号7は、打戻で6aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分。

番号8は、瀬郷を中心に235aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分。

番号9は、西俣野で210aを耕作する方の更新借受分。

番号10は、西俣野を中心に158aを耕作する方の更新借受分。

番号11は、稲荷を中心に168aを耕作する方の更新借受分。

なお、利用権設定を行う農地につきましては、全て現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。何かございましたら、お願いいたします。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長(齋藤義治委員) ないようでございますので、採決をいたします。

議案第40号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長(齋藤義治委員) それでは、議案第40号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第5、議案第41号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

草柳主幹。

事務局(草柳真治主幹) 日程第5、議案第41号「非農地証明願について」です。

地区、御所見・遠藤。番号、1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、遠藤字松原の1筆。地目、畑。地積、512㎡。内容、昭和59年頃から自己住宅敷地として利用し、現在に至る。確認資料(平成19年航空写真)。現地確認日は、令和元年9月13日。

以上となります。

議長(齋藤義治委員) 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

16番、櫻井委員。

16番(櫻井一雄委員) 本件の申請地につきましては、県道遠藤・茅ヶ崎線にある「遠藤市民センター前」交差点の南に約280mの土地になります。

資料は8ページをお開きください。

申請者は、遠藤字松原の土地について、昭和59年頃から自己住宅敷地として利用し、現在に至っているとのこと。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和元年9月13日に地区委員の私、櫻井と、事務局の伊藤さんで現地調査を行い、申請どおり自己住宅敷地であることを確認しております。

以上です。

―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―
―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第9号を終了いたします。

本日は、議案が少ない関係で、早く終わりましたので、皆様方、このところ、ずっと農地パトロールをお願いしておりますが、その農地パトロールの中で、荒廃農地が増えたとか減ったとか、あるいは何か問題点その他がございましたら、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―
(情報・意見交換)
―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

議長（齋藤義治委員） 農地パトロールでだんだん荒れているところが増えている、そして、新規にやりたい人も増えているということでございますので、農家の方で、もし貸してくれるのであれば、新規就農者に貸していただくのも一つの案かなと思いますので、これからもよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、大変長時間にわたり御審議をいただきましたけれども、事務局から、何か報告事項等ございましたら、お願いいたします。

事務局（草柳真治主幹） 農地パトロールの件ですけれども、うちのほうで、去年、荒れていたところを中心に調査票に記載させていただいたのですが、一部不手際があったようで、去年は何も挙げていないのに荒廃で挙がっているとか、あるいは去年挙げていたのにことしは挙がっていないとか、そういったところが見受けられました。大変申し訳ありませんでした。

もし個別にここはどうなっているんだというお問い合わせがありましたら、事務局まで御一報いただけたらと思います。よろしくお願いたします。

それと、お手元に、農業委員会大会の御案内の通知を配付させていただきました。11月7日木曜日に農業委員会大会が予定されております。開催場所は、去年までは海老名でしたけれども、ことしは厚木市文化会館を予定しております。

例年どおり各地区をバスで回って、皆様を乗せて厚木に向いたいと思ってい

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員（ 番）

署名委員（ 番）